

短期集中連載【第3回】

交通事故警察・司法の歪んだ捜査を斬る！ 「信号無視死亡事故」警察が重視した「姿なき目撃者」

取材・文 柳原三佳
ジャーナリスト

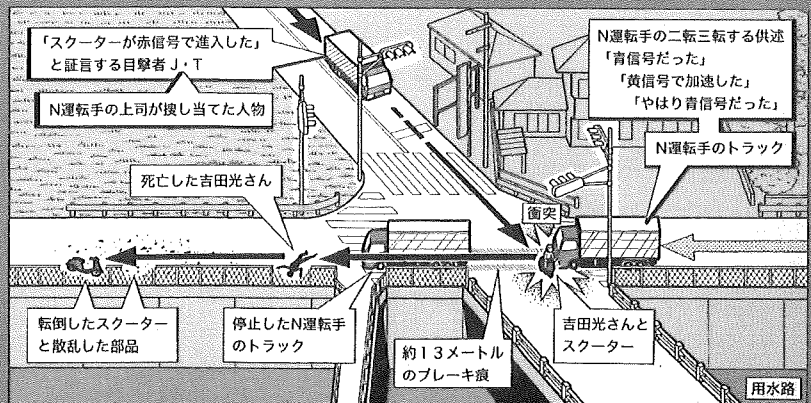
予断に満ちた捜査は、不幸な事故の「二次被害」まで招くことになる。連載第3回は、トラックとの衝突事故で命を落とし、「被疑者」とされた20歳青年のケース。「信号無視をした」として仰向けの過失割合を突きつけた警察には、大きな疑義が存在する。遺族の必死の闘いを追った。



息子の事故現場に立つ吉田さん夫妻。手にしたポスターを貼り続け、真実を知るための闘いを続けている



▲N氏が運転していた4tトラックの状況。光さんは、差点を通過する時、左手から前部に衝突し、死亡した



九月五日の日と九月二十一日の日の話をかき合っていた。会社社名や住所を隠して書いた部分があります。でも今は、友情的に隠さなければならぬ部分があります。不特定の個人を特定してはなりません。

そういって部分については、会社社名や住所を隠して書いた部分については、事件についてです。信号無視をしたという事実をいじめました。警察長にいわせました。

十月十三日、羽生警察署にいきなり来た部分をお話しいたしました。お話をしました。

十月二十六日

▲事故から約2ヵ月半後、N氏が吉田さん夫妻に対して記した文章

「警察は、真実を正しく見極めてくれる正義の味方。私たちはあの日まで、何も疑うことなくそう信じてきました。それなのに担当警察官は、「この交差点は、若者の自殺の名所なんだよな」と、何の根拠もなく、そんな言葉を突きつけてきました。とにかく事故直後から相手の言い分だけを鵜呑みにし、息子が加害者だと決めつけていたのです……」

群馬県館林市の吉田健一さん(52)・妻子さん(52)夫妻は、次男の光さん(当時20)が死亡した事故現場にたまたま、悔しさをにじませながらこう語る。

埼玉県羽生市上川俣交差点。用水路沿いのフェンスには、「死亡事故の目撃者を探しています」というポスターが貼られ、周囲には色とりどりのシルクフラワーや生花が供えられている。誰もが、ここで死亡事故が起こったことに気づくだろう。事故は、03年8月5日午後12時50分頃、この交差点で発生した(左図参照)。

原付スクーターで出かけた光さんは、交差点を通過し終わる直前、左手から走行してきた大手運送会社・K物流の4tトラックと衝突したのだ。トラックの運転手は、この運送会社に勤めるドライバ―・N氏(当時34)。光さんは、トラックの左前部で全身を強打し、約30m先まで飛ばされ、救急病院に運ばれた。

「ICU(集中治療施設)に入ると、医師が蘇生術を施しながら、1時間経っています。心臓は止まっています」と、ご心臓は止まっています。光さんが消防署に確認に行ったところ、アゴひもを切断したのは、駆けつけた救急隊員だったことも判明した。

警察はヘルメットの件について、一応謝罪はしたという。しかし、「光さんの信号無視」については、自信を持って決めた。最初から光さんに過失があると決めつけるかのような言動を繰り返し、事故から数日後には、現場にいた遺族に向かって「これは自殺の名所なんだよな」と口走ったという。

翻ったN氏の「信号無視証言」

しかし、事態は一時、遺族側に好転する。事故後の実況見分では、「自分は青信号だった」と主張していたN氏だが、事故から約2ヵ月半後、その供述内容を大きく変えたのだ。

実はN氏は事故後、会社には黙って、たびたび吉田さん宅を訪問し、線香を上げ、ときには食事をして帰ることもあった。そして、事故から約2ヵ月半後の10月26日、その日も吉田さん宅を訪れていたN氏は、「交差点の手前で信号を見たときには黄色だったが、行ってしまえ、と思っただけでアクセルを踏み込んだ」と具体的に話し、N氏自ら信号は青だったと言えと会社から言われた、今は気持的にそこ楽になりましたといった趣旨のことを書面に記したのだ(写真上)。

同席した光さんの兄は、その日の日記にN氏に対する心情を綴っていた。「お墓の前で、Nが言った。仕事をくひになっても、必ず警察に本当のことを話す」と。少しNを許せそうな気がした。

それから数日後、N氏は吉田さん夫妻と自分の勤務先であるK物流羽生支店(当時)に出向き、上司である支店長らの前で自分が赤信号を無視したと語った。上司

告げました。主人は思わず自分で心臓マッサージを始めました。でも、光は戻ってきてくれませんでした(妻子さん) 埼玉県羽生警察署で事故状況について説明を受けたのは、それから4時間後。担当警察官は光さんのハーフトタイプのヘルメットを見せながら、いきなりこう言い放ったという。

「お宅の子、事故のときはノーヘルだったか、それとも壊れたヘルメットを頭につけてたようだね。ほら、アゴひもが切れているだろう。これは事故で切れたんじゃない。顔にも跡はないでしょ」

しかし、吉田さん夫妻はその説明には納得できなかった。光さんはバイクに乗る前、必ずヘルメットのアゴひもを締めていたからだ。さらに警察は、「バイクが赤信号で交差点に入るのを目撃した人がいるんだよ」と、事故の状況についてもこう話していたという。

「その夜、私たちは光に、「ごめんね……」と言いつつ、遺体を覆っていたガーゼをはずし、あごの部分をご自分で確認しました。するとそこには、アゴひもでできたと思われる傷が、はっきりと残されていたのです。警察は先に遺体の検証をし、写真も撮っていたはずなのに」

光さんがアゴひもを締めていたことは、後に、鑑識課の調べでも証明されている。トラックの前方左ワイパーに、アゴひもの繊維が付着していたのだ。また、吉田

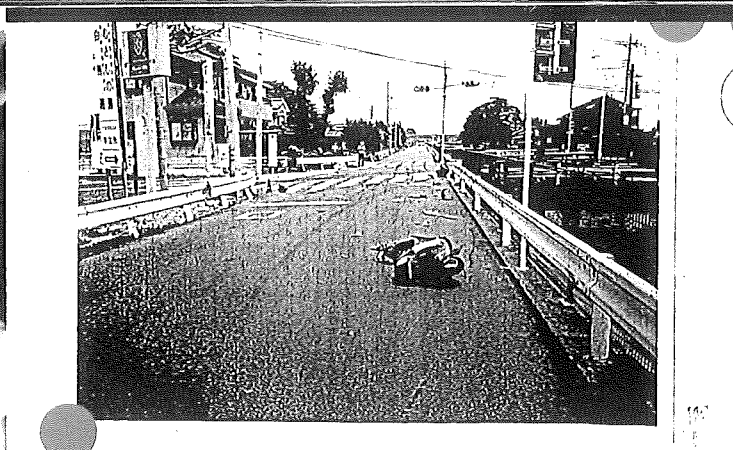
らは驚いた様子で何度も確認していたが、N氏はそれでも「自分は警察にウソの供述をしていた」と話したという。筆者はこの頃、吉田さん夫妻と接触しており、N氏がこの告白をした直後の状況を、よく覚えている。母親の幸子さんは当時、電話口で涙声でこう語っていた。「加害者がやっとならぬ話してくれませんでした。そのとたん、彼の表情が柔らかくなったような気がしました。やはり光は信号無視なんてしていませんでした」

これで息子の無実が証明される……。しかし、喜んだのも束の間、この日を境にまた希望は遠のいてしまう。K物流は即座に弁護士を立て、吉田さん夫妻とN氏本人との接触を一切遮断。そして一時は、「気持ちが楽になった」とまで話していたN氏も、再び供述を元の「青信号で進入した」に戻したのだ。

後日、N氏が会社に提出した報告書にはこう書かれていた。「最初は自分が悪くないのになぜ責められるのだという恐怖心だけで一杯でしたが、(中略)全て自分が悪いということになれば吉田さん家族に対してよいのではないかと思うようになって、吉田さんが納得のいくように赤信号だったという説明していくようになりました」

結局、光さんは「被疑者死亡」のまま道交法違反で書類送検。N氏も形式上、業務上過失致死の被疑者として送検されたが、その年の12月、不起訴に。それを知った吉田さんはすぐに検察審査会に異議を申し立てたが、05年4月、「不起訴相当」の議決が下される。

決定書には以下のように記されていた。「被疑者(N)が信号無視をした事実は目撃者の証言によっても明らかではない」それは、光さんの「信号無視」を意味



① 被疑者 吉田光の運転したK物流の自走車
の横転状況を撮影

づける、辛い結果でもあった。そして、
双方の過失割合は「10対0」、つまり光さ
んに全面的な過失があるとして処理が進
められようとしていたのだ。
明らかにされた「姿なき目撃者」
警察、検察、そして検察審査会まで毛
が「光さんの信号無視」と判断した根拠。

▲20歳の若さで命を落とした光さん

▲衝突後、光さんのスクーターは50m先まではね飛ばされていた

それは、「目撃者の証言」だった。
05年、民事裁判を起こし、刑事記録の
謄写をした吉田さんは、事故から2年以
上たつてようやく実況見分調書を見るこ
とができた。その中には、2人の「目撃
者調書」が含まれていた。一人は乗用者
を運転中、N氏と対向して走っていたと
いう27歳の女性だ。彼女は、N氏のトラ
ックとすれ違つてから後方で衝突音を聞
いたというが、信号無視については触れ
ていない。

唯一、信号無視について供述している
のが、光さんのバイクの後方を走行し、
光さんが赤信号で交差点に入っていくの
を見たという33歳の女性。調書の1枚目
には、実況見分の日時（8月10日午後1
時50分から2時5分まで）、立会人の
欄には住所が黒塗りされ「J・T」（調書で
は実名）という女性の名前と年齢が記載さ
れていた。そして、2枚目には、事故の
一部始終に関しての詳細な指示説明が以
下のように記されていた。

（私が進路前方信号が黄色から赤に変わ
ったのを認めたのがB地点。停止をする
ためブレーキをかけたのがC地点、その
ときの原動機付自転車はD地点。貨物車
と原動機付自転車が衝突したのはX地点
私が停止したのはD地点）

警察や検察審査会の言う「目撃証言」
とは、この「J・T」という女性の証言
に間違いなかった。
ところが、今年5月31日、前橋地裁太
田支部で行われた民事裁判の証人尋問の
中で、ある事実が明らかになった。なん
と、J・TはN氏の上司であるK物流の
M支店長が自ら捜し当てた目撃者だとい
うのだ。事故当日、警察が遺族に話した
「目撃者」と同一人物なのか、今となっては
定かではないが、これほど有力な目撃者

がいたならば、本来は警察が現場で押さ
えておくべきだろう。被告の上司が後日捜
し出すというのは、やや異様に思われる。
証人尋問では、その点に疑問を持った
原告側弁護士と裁判官が、M支店長に具
体的な質問を投げかけていた。

「現場付近に、J・Tという女性はいな
いはず。私たちが事故後、一軒一軒
話を聞き歩きましたが、そのような証言
は皆無でした」
幸子さんの話を裏付けるべく、本誌で
も現場周辺を徹底調査した。現場付近は
住宅がそれほど建て込んでいないため、
対象範囲を50〜60軒にまで広げて聞き込
みをしたが、J・Tという女性に関する

支店長 事故現場を歩いて捜しました。
裁判官 ただ漫然と歩いて見つかるもの
でもないでしょう。事故を目撃しませ
んでしたが、ということ、みんなまわ
てみたわけですか。
支店長 はい。
裁判官 その結果、たまたまその中にJ・
Tさんがいたと、そういうことですか。
支店長 はい。
弁護士 何軒くらいまわった？ あの交
差点の界限だと、そんなに軒数はない
ですけれど。5〜6軒？
支店長 もうちょっと……、10軒前後だ
と思います。

尋問を聞き終えた幸子さんは、法廷を
出たとき、きつぱりこう言いきった。
「現場付近に、J・Tという女性はいな
いはず。私たちが事故後、一軒一軒
話を聞き歩きましたが、そのような証言
は皆無でした」
幸子さんの話を裏付けるべく、本誌で
も現場周辺を徹底調査した。現場付近は
住宅がそれほど建て込んでいないため、
対象範囲を50〜60軒にまで広げて聞き込
みをしたが、J・Tという女性に関する

情報をつかめなかった。
と同時に、M支店長が各々を訪ね歩い
たという話も一切聞かされてこなかった。
証人尋問の中で、M支店長は事故翌日か
ら目撃者を捜し始め、2日後にはJ・T
という女性を捜し当て、目撃談を聞いた
という。いったいどんな手段で見つけ出
したのか……大いに疑問が残る。

今回、J・Tの存在についてM支店長
と会社に直接話を聞いてみたが、「裁判中
につきノーコメント」という答えが返っ
てくるだけだった。
ちなみに、警察庁交通局編の「自動車
事故捜査手帖」には、「目撃者の取り調べ」
の注意点について、こう記されている。
「事故直後に申し出ることなく、後日警
察に目撃情報の提供を申し出る第三者に
は警戒が必要だ。いずれかの当事者から
証言を依頼され依頼者に有利な嘘の供述
をしにくる者も時々いるからである」

大手運送会社の多くがそうであるよう
に、K物流もまた、トラックの任意保険
に加入していなかった。保険料が莫大に
なるため、万一のときは自社で払ったほ
うがまし、という考え方である。この事
故の場合、光さんが信号無視なら過失割
合は10対0となり、K物流は一円も賠償
する必要はない。つまり、「信号の色」は
即、会社の利害から考えてくるだけに、
警察や検察には特に慎重さが求められる
ことはいまでもない。

今年8月、民事裁判の裁判官はK物流
に対し、和解金を支払って解決するよう
打診した。裁判官の判断は「光さんの信
号無視」という刑事の判断とは明らかに
異なるといえる。
翻ったN氏の証言、そして、姿なき「目
撃者」。吉田さん夫妻の真実を知るための
闘いは、この先も続くだろう。